

情報系サーバ等一式賃貸借（リプレイス）
仕様書

廿日市市総務部デジタル改革推進課

1 件名

情報系サーバ等一式賃貸借

2 調達の背景・目的

保守限界を迎えるサーバ機器等の更新をするため、必要な機器を調達することを目的とする。

3 賃貸借期間

(1) 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで（60カ月、各月均等払い）

（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(2) 賃貸借期間満了の1カ月前までに発注者が再賃借を申し出た場合は、賃貸借期間満了後1年間以上の再賃貸借について、発注者と受注者で別途協議をおこなうこととする。
また、その賃借料は、保守に係る費用を除き、賃借料の10分の1以下の額とすること。

4 納入期限

令和7年9月30日（デジタル改革推進課が指定する場所へ納品すること。）

ただし、別紙「機器仕様」の項番1～18及び項番38は、令和7年7月31日までに、
項番27～37は、令和7年8月29日までに納入すること。

5 担当部署

総務部デジタル改革推進課

6 賃貸借物件

別紙「機器仕様」のとおり。

7 契約範囲

調達内容に記載する機器の賃貸借及び担当部署までの搬入が対象である。

8 入札比較価格

賃貸借期間の総額（月額賃借料×60か月）とする。

なお、月額賃借料の本体価格及び消費税相当額に円未満の端数が生じないよう調整すること。

9 契約金額の支払

賃借料は、入札金額を履行月数（60月）で除して得た金額（月額）×3月分をまとめて支払うものとし、適正な請求書を受領して30日以内に支払う。

受注者は、請求書を、4月、7月、10月、1月の各月10日（土日祝の場合は、前営業日）までに発注者へ提出すること。

10 契約不適合責任

発注者は、機器に契約の不適合を発見したときは、その事実を知った日から1年以内に限り、受注者に対して損害賠償を請求することができる。

11 保守

別紙「機器仕様」のとおり。

物件が故障した際にはメーカーサポート窓口への対応依頼を速やかに実施すること。

なお、対応時間は祝祭日を除く月曜日から金曜日 9 時～17 時とする。

12 保険

本契約期間中、受注者の負担により動産総合保険を付保するものとする。この保険は移動中の事故も含め、「火災」、「自然災害（地震および噴火を除く）」、「盗難」、「落下・衝突・接触・漏水等の偶発的事故」による損害を担保するものとする。

13 公租公課

賃貸借期間中の公租公課については、受注者の負担とする。

14 権利義務の譲渡禁止

この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。

15 賃貸借期間終了後等の対応について

- (1) 賃貸借期間が満了したとき（再賃貸借契約を締結した場合は、当該再賃貸借契約の賃貸借期間が満了したとき）、受注者は、発注者職員の立ち会いのもと、速やかに機器の記憶装置に残るデータを上書き等の方法で消去（ただし、データ消去が不可能な場合は、物理的破壊）し、完全に判読不能な状態にした上で撤去すること。また、機器の故障で保守対応を行い、不要になった機器についても同様の対応を行うこと。
- (2) 内蔵ハードディスク等の消去作業実施後は、速やかに、当該記憶媒体の製造番号等を記したデータ消去作業報告書を提出すること。
- (3) データ消去及び機器撤去にかかる一切の経費は、受注者の負担とする。

16 搬入について

調達物件は、納期限までに廿日市市役所デジタル改革推進課内に搬入すること。

納入日、搬入作業の方法等については、デジタル改革推進課と協議のうえ決定すること。

17 その他の条件等

- (1) 契約の履行上疑義が生じた場合および本仕様書（質疑回答書の内容を含む。）に定めのない事項については、発注者と受注者の双方協議のうえ、取り決めるものとする。
- (2) この入札による契約は、令和 8 年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、廿日市市はこの契約を解除することができるものとする。
- (3) 受注者は、いかなる場合においても本契約の履行中知り得た情報（業務に関わる事項および付随する事項）に関して機密保持を行うこと。

18 入札に係る補足説明

落札者は、入札日から起算して 1 週間以内に、内訳書（機器、保守及びその他費用）を提出すること。